

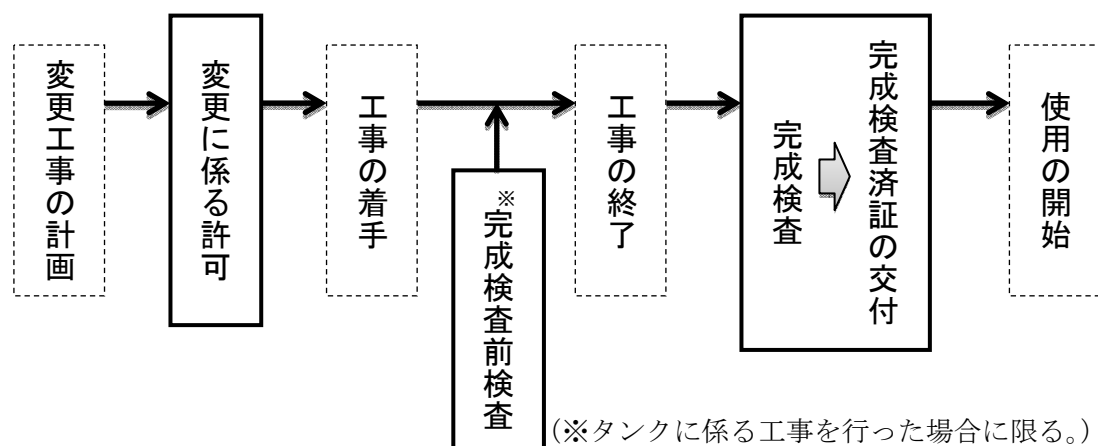
現行制度の概要について

1 危険物施設の変更工事に係る完成検査等について

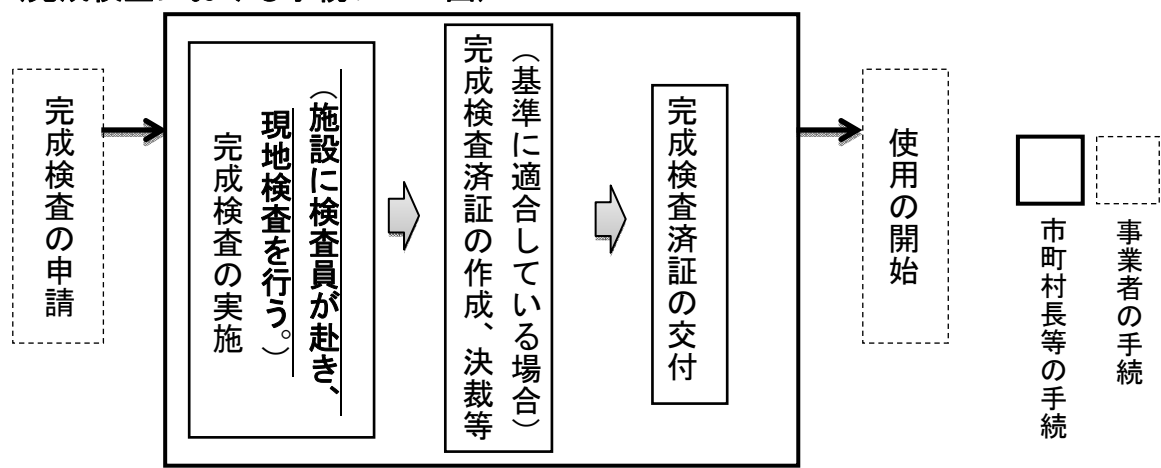
消防法（以下「法」という。）において、危険物施設の位置、構造若しくは設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、危険物の規制に関する政令に定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならないこととされている（法第 11 条第 5 項）。

また、危険物施設の位置、構造若しくは設備の変更に係る工事において、当該危険物施設が液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを有し、当該タンクに係る変更工事を行う場合には、完成検査を受ける前に、当該タンクに係る部分が技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査（完成検査前検査）を受けなければならないこととされている（法第 11 条の 2 第 1 項）。危険物施設の所有者等は、変更工事が終了する等の場合に、完成検査等の申請を行い、完成検査等を受け、市町村長等より完成検査済証を交付された後に、当該施設の使用を再開できる。

（変更工事に係る手続フロー図）

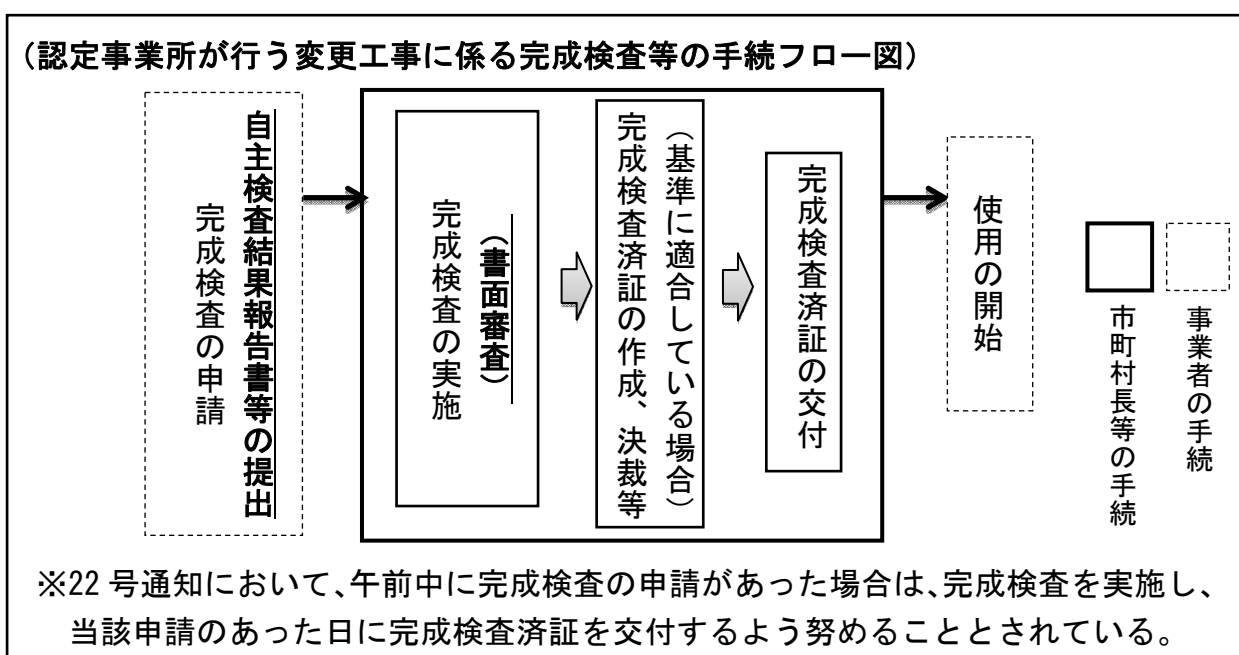


（完成検査における手続フロー図）



2 認定事業所が行う変更工事に係る完成検査等について

- (1) 市町村長等が工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所（以下「認定事業所」という。）については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査等について、市町村長等は、認定事業所の自主検査結果を活用して、当該危険物施設に赴かずに完成検査等を実施することができることとされている。（「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成11年3月17日消防危第22号。以下「22号通知」という。））



- (2) 危険物施設に赴かずに、自主検査結果を活用して完成検査等を実施することができる認定事業所が行う変更工事は以下のとおり。

ア 完成検査※

- ①建築物及び工作物
- ②タンク（タンク本体、附属設備、防油堤等）
- ③危険物取扱機器、配管等
- ④消火設備（第1種、第2種又は第3種の消火設備の新設又は増設（防護区域の拡大を伴うものに限る。）を除く。）
- ⑤警報設備（自動火災報知設備の新設又は増設（警報区域の拡大を伴うものに限る。）を除く。）
- ⑥その他（電気設備、制御設備、標識・掲示板等）

イ 完成検査前検査の対象となる変更工事

容量千キロリットル未満のタンクの水張（水圧）試験を要する変更工事

※ 次の a～c に該当する変更工事は、認定事業所が行う変更工事であっても、市町村長等は、当該危険物施設に赴かずに、自主検査結果を活用して完成検査を実施することはできないこととされている。

- a 保安距離又は保有空地に変更を伴うもの
- b 容量千キロリットル以上のタンク本体の工事（特定屋外貯蔵タンクのタンク本体の工事は除く。）
- c 次の項目に該当するものとして、市町村長等が変更許可に際して特に指示するもの
 - ・製造プロセスに著しい変更をもたらすもの又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの
 - ・当該変更工事に危政令第 23 条を適用したもの（特に一般的でないもの）
 - ・法令適用基準の変更を伴うもの

3 認定事業所の審査等

（１）認定事業所の申請要件

市町村長等が認定の申請を受理することができる事業所は、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内又はこれらの区域と同等の防災上の措置がなされているものとして認められる区域内にある事業所であって、次の要件のいずれにも該当しないものであることとされている。

- ① 当該事業所に係る危険物施設の使用を開始した日から 2 年経過していないもの。
- ② 当該事業所に係る危険物施設において、次の事故が発生して 2 年経過していないもの。
 - ア 死者が 1 名以上又は重傷者 2 名以上発生した火災等の事故
 - イ 社会的影響が大きいと認められる事故
- ③ 消防法第 3 章に規定する命令（法第 12 条の 3 に規定する緊急使用停止命令を除く。）を受けて、当該命令に係る改善措置を講じた日から 2 年経過していないもの。
- ④ 認定を取り消された日から 2 年経過していないもの。

（２）認定に係る審査基準等

市町村長等は、事業所からの申請に基づき、次の審査項目について、当該事業所が審査基準に適合しているかについて審査し、当該事業所を認定事業所と認めることとされている。

(審査項目)

①事業所の保安体制

- ア 本社における保安体制
- イ 事業所における保安体制

②自主検査体制

③事業所の保安実績

- ア 事故の状況
- イ 立入検査時の指摘状況
- ウ 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況

(3) 認定の有効期限及び認定の更新

認定の有効期間は、5年間とされている。認定の有効期間の経過後も当該認定を継続する場合は、当該事業所は、市町村長等に認定の更新に係る申請を行い、市町村長等の審査を受ける必要がある。

(4) 認定の取り消し

市町村長等は、認定事業所が次に掲げる事由の一つに該当すると認めるときは認定を取り消すことができることとされている。

- ① 認定の申請を受理することができる事業所の要件に適合しなくなったとき
- ② 認定に係る審査基準(事業所の保安体制、自主検査体制に係る項目に限る。)に適合しなくなったとき
- ③ 認定事業所が審査項目に係る保安体制等を変更した場合は市町村長等に当該変更に係る認定を受ける必要があるが、市町村長等に当該変更に係る認定を受けずに変更した場合(保安体制等に影響を及ぼさない範囲での人員の交代等軽微な変更等を除く。)

4 全国の認定事業所数について

平成22年12月31日時点の認定事業所数は、全国で17事業所である。その内訳は次のとおり。

- ・北海道・・・1事業所(平成11年)
- ・茨城県・・・2事業所(平成12年に1件、平成13年に1件)
- ・千葉県・・・1事業所(平成13年)
- ・神奈川県・・・2事業所(平成11年に1件、平成12年に1件)
- ・三重県・・・2事業所(平成11年に1件、平成12年に1件)
- ・香川県・・・1事業所(平成21年)
- ・福岡県・・・8事業所(平成14年3件、平成15年2件、平成16年2件、平成17年に1件)

※括弧内は、事業所の認定年度を示す。